



- 藤貴代子さん（仙石原596）の2名を推薦することについて、同意しました。（全員賛成）
- 地方自治法の規定により、次の4項目について報告されました。
- 平成15年度箱根町水道事業会計予算の事故線越について
- 箱根町土地開発公社経営状況の報告
- 財団法人箱根町文化・スポーツ団体運営状況の報告
- 1つ財団経営状況の報告

- ◇ 陳情者 合
（賛成多数）
- 〔平成17年度における義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書〕
この意見書は、4人の議員から提案されたもので、関係行政庁へ要望する意見書を提出することについて、可決しました。（全員賛成）
- 〔義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書〕
この意見書は、4人の議員から提案されたもので、関係行政庁へ要望する意見書を提出することについて、可決しました。（全員賛成）
- 〔義務教育諸学校の学校事務職員給与費の国庫負担制度からの適用除外に対することについての陳情〕
対することについての陳情
- 〔義務教育諸学校の学校事務職員給与費の国庫負担制度からの適用除外に対することについての陳情〕
対することについての陳情

ました。
この2件の陳情は、採択しました。

なお、提出された意見書は次のとおりです。
（賛成多数）

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、我が国の教育の機会均等と教育水準の維持向上に大きな貢献をし、現行教育制度の重要な根幹をなしており、一人ひとりの子どもの教育を受ける権利を保障し、次代を担う健全な主権者を育成するため、各地方公共団体の財政能力によって格差が生じないよう法制化されたものである。

しかしながら、政府は、学校事務職員及び栄養職員の給与費を国庫負担の対象から除外することを検討していると伝えられており、このことは、今日の厳しい地方財政に一層の圧迫を与えるだけでなく、一人ひとりの子どもの教育を受ける権利を保障する義務教育制度自体に影響を与えているものである。

よって、政府は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図るため、義務教育諸学校の学校事務職員及び栄養職員の給与費などの義務教育費国庫負担制度を今後も堅持されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年6月18日

神奈川県足柄下郡箱根町
議会議長 古川貞夫

(意見書の提出先)

内閣総理大臣・財務大臣・総務大臣・文部科学大臣

監査委員の選任

金子義明さん（宮ノ下292）を選任することについて、同意しました。（全員賛成）

人権擁護委員候補者の推薦

河西澄江さん（湯本692）、安藤貴代子さん（仙石原596）の2名を推薦することについて、同意しました。（全員賛成）

報告

陳情

箱根町議會議員の適正定数の調査に関する決議

この決議案は、閉会中の継続審査として箱根町議會議員適正定数調査特別委員会に付託されていたもので、引き続き継続審査としました。

（全員賛成）

域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の延長に関する意見書の提出

3人の議員から、関係行政庁に対し意見書を提出するよう提案されたこの意見書は、総務企画常任委員会に会期中の審査結果として付託され、審査の意見書を提出するところについて、可決しました。

書の提出

人事

継続審査

意見書

「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の延長に関する意見書

予想される東海地震に備えて、地震防災対策強化地域の関係地方公共団体は、地域住民の生命と財産の安全を確保するため「地震対策緊急整備事業計画」に基づき、各設立した地震対策を説いてきたところである。

しかしながら、この計画は、限られた期間内に達成可能な必要最小限の施設や設備等の整備事業をもって策定されており、現行計画の達成に際しては、べき全ての事業が完了するものではなく、今後実施すべき事業が数多く残されている。また、近年の地震災害に伴う教訓や社会環境の変化、あるいは地震防災対策強化地域の拡大、東海地震対策大綱の中央防災会議決定などに伴い、関係地方公共団体において対応すべき新たな事業を生じている。

東海地震による災害から地域住民の生命と財産の安全を確保するためには、当該計画の充実と期間の延長を図り、これらの事業を迅速かつ確実に実施することにより、地震対策の充実に一層努めていかなければなりません。

よって、政府は、本計画の根柢である「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の延長について、特段の配慮をされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年6月18日

神奈川県足柄下郡箱根町
議会議長 古川貞夫

(意見書の提出先)

内閣総理大臣・防災担当大臣・総務大臣・財務大臣・文部科学大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣・国土交通大臣・林野庁長官・水産庁長官・消防庁長官